



Topics

トピックス



## (2) 平成20年G8司法・内務大臣会議の概要

2008年（平成20年）6月、東京都内において、我が国では初めてとなるG8司法・内務大臣会議を、警察庁が法務省と共同で主催しました。国家公安委員会委員長及び法務大臣が招待したG8各国の司法・内務担当閣僚及び国際機関の幹部職員等が一堂に会し、国際テロ対策、ID犯罪<sup>(注1)</sup>、薬物犯罪対策及び国際組織犯罪に対抗するユニバーサル・ネットワーク<sup>(注2)</sup>の構築、キャパシティ・ビルディング<sup>(注3)</sup>支援等の、司法・内務分野における国際的な喫緊の課題について議論を行いました。議論の結果は、総括宣言及びキャパシティ・ビルディング支援に関する宣言として公表され、G8各国が一致団結して、国際組織犯罪及びテロの問題に対処していくことを強くアピールしました。

また、会議の開催に合わせてG8各国の閣僚等との間で、北海道洞爺湖サミット警備への協力、国際テロ情勢等を議題として二国間会談を行い、G8各国との連携強化を図りました。

図 I - 2 総括宣言に取り上げられた項目



図 I - 3 二国間会談を実施した閣僚等

二国間会談を実施した閣僚等

国名	閣僚等	国名	閣僚等
 イタリア	内務担当国務大臣	 イギリス	内務政務次官
 カナダ	公安大臣	 ロシア	連邦内務大臣
 フランス	内務・海外領土・地方自治担当閣外大臣	 ドイツ	連邦内務大臣
 アメリカ	国土安全保障省副長官 司法長官		



平成20年G8司法・内務大臣会議

## (3) 今後の取組み

今後、上記会議で決定された事項を確実に実施していく必要がありますが、その具体的な実施の過程では、警察等の関係行政機関を始め、各界各層の取組みが求められることも考えられます。

国民一人一人の安全と安心を確保するため、また、我が国が国際社会の一員としての責務を的確に果たすため、国民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

注1：クレジットカード詐欺、偽変造旅券行使等の個人識別情報の悪用に係る犯罪

2：国家や組織の垣根を越えた世界的かつ多様な連携網

3：支援対象国の司法制度の整備、法執行能力の向上等

# インターネット上の違法情報・有害情報に対する警察の取組み

フィルタリング・ソフト及びサービスの導入や違法情報・有害情報のインターネット・ホットラインセンターへの通報等を積極的に行って、違法情報・有害情報のないインターネット社会を目指しましょう。

インターネットは、国民生活の利便性を向上させ、社会・経済の根幹を支えるインフラとなっていますが、インターネット上にはわいせつ画像、規制薬物広告等の違法情報・有害情報が氾濫し、これがインターネット上の安全・安心を脅かし、時には犯罪の引き金にもなっています。警察では、サイバーパトロール等を通じ、インターネット上の違法情報・有害情報の把握を進め、違法行為の取締りを進めるとともに、関係機関と連携して違法情報等の削除や違法情報等による被害防止のための国民への啓発に努めています。

## (1) インターネット上の違法情報・有害情報の現状

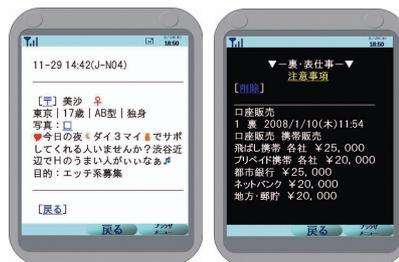
### 違法情報

インターネット上には、児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報、口座売買等を勧誘・誘引する情報等、インターネット上に掲載すること自体違法となる情報を掲載するウェブサイトや電子掲示板が多数存在し、だれもがアクセスできる状態に置かれています。

### 有害情報

インターネット上には、殺人等の違法行為を請負・仲介・誘引する情報や集団自殺の呼び掛け等の人を自殺に勧誘・誘引する情報等、それ自体では違法情報には該当しないものの、犯罪や事件を誘発するおそれがあるなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない有害情報が溢れており、有害情報に起因する凶悪事件も発生しています。

硫化水素ガスを用いた自殺に伴い、近隣の住民等にまで被害を及ぼす事案が発生したことから、警察庁では、インターネット上での硫化水素ガスの製造を誘引する情報についても有害情報に該当するものとして、プロバイダ等に対して削除等の措置を依頼するよう都道府県警察及びインターネット・ホットラインセンターに指示しています。



インターネット上の違法情報の例（イメージ）

### 事例

会社員の男(30)は、「闇の職業安定所」と称するウェブサイトに「女と一緒に拉致しませんか」等と書き込んで共犯者を募集し、募集に応じた3人と共謀して、元交際相手の女性とその母親を拉致した上、監禁した。平成19年5月までに逮捕監禁罪で逮捕した(千葉)。

## (2) インターネット上の違法情報・有害情報対策

### インターネット・ホットラインセンターの運用

平成18年6月、警察庁ではインターネット上における違法情報や有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やプロバイダへの削除依頼を行うホットライン業務を民間に委託しました。委託を受けた団体では、インターネット・ホットラインセンター(<http://www.internethotline.jp/>)として19年中に84,964件の通報を受理し、プロバイダ等に対して7,231件の削除依頼を行い、このうち5,962件(82.5%)が削除されました。警察庁では国民による同センターの活用を更に促進するとともに、同センターの体制の強化をすることとしています。

## サイバーパトロールの実施

警察では、これまでウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法情報や有害情報の有無を調査するサイバーパトロールを実施してきましたが、増加するサイバー犯罪の事件処理や相談業務の十全を期するため、これに加え、20年10月よりサイバーパトロール業務を民間に委託することとしています。

### 広報啓発活動

都道府県警察では、少年等を対象とする講演等を通じ、インターネット上の違法情報・有害情報についての危険性や被害防止方法を周知するとともに、フィルタリング・ソフト又はサービス<sup>(注)</sup>の導入を勧めるなどの広報啓発活動に取り組んでいます。また、19年6月からは、違法情報を掲載したことにより摘発されたウェブサイトに警告文を表示し、違法情報にアクセスしようとする者に対する広報啓発活動にも取り組んでいます。

## (3) 出会い系サイト規制法の改正

出会い系サイトの利用に起因する犯罪の被害児童数は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」といいます。)が制定された平成15年以降、いったん減少したものの、依然として児童の犯罪被害は深刻な状況にあります。

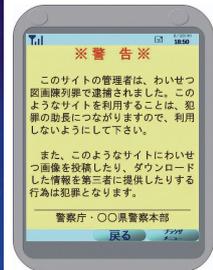
そこで、警察庁は、出会い系サイト規制法の改正案を20年の第169回国会に提出しました(同年5月に可決・成立)。

一部改正法には、出会い系サイト事業者に対する届出制の導入等の規制の強化が行われる一方、児童による出会い系サイトの利用を防止するための民間活動の促進に関する規定が盛り込まれています。

図 - 1 インターネット・ホットラインセンターの概要

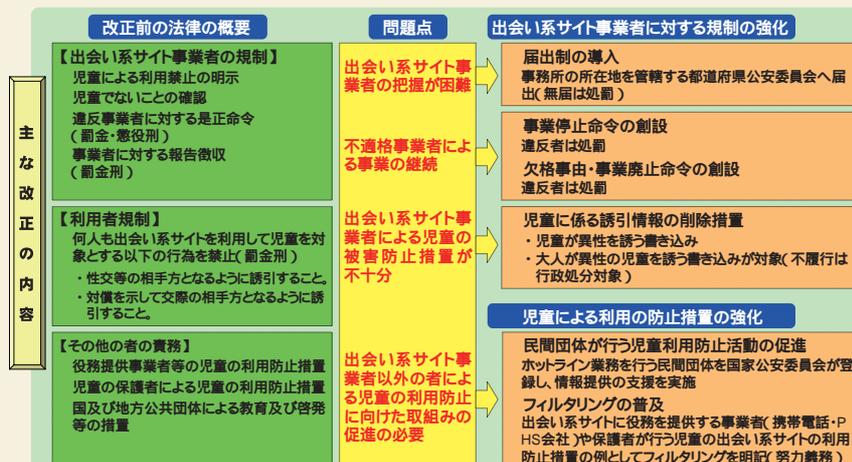


啓発ポスター



警告サイト(イメージ)

図 - 2 改正の概要



- は公布から6月以内に、 は公布から3経過後に施行予定

注：ウェブサイト上の違法情報・有害情報へのアクセスを制御するために、受信者側でこれらの情報を受信するかどうかを選択できるソフトウェア又はサービス

自転車に乗るときは、ルールを守り、安全に利用しましょう。また、歩行者や車の運転者も自転車のルールを知り、お互いに安全を心掛けましょう。

自転車は、国民の身近な交通手段として、多様な利用者層に多様な用途で利用されていますが、平成19年中の自転車に関連する交通事故件数は17万1,018件で、交通事故件数全体の20.5%を占めるに至るとともに、自転車が無秩序に歩道を通行するなど、ルールを守らない利用実態も目立っています。

このため、警察では、自転車の交通秩序の整序化に向けて、自転車の通行環境の整備、ルールの周知と交通安全教育、自転車利用者の交通違反に対する街頭指導取締りを柱とする総合的な対策を推進しています。

### (1) 自転車に関するルールの見直しと政府を挙げた取組み

自転車の交通秩序を整序化するに当たり、自転車に関するルールを自転車利用者が遵守できる実効性のあるものとするなどことを目的として、平成19年6月、自転車の歩道通行要件の明確化等を内容とする改正道路交通法が可決・成立しました。これを受けて、7月に中央交通安全対策会議交通対策本部において「自転車の安全利用の促進について」が決定され、自転車の通行ルールの周知徹底や自転車の通行環境の整備に政府を挙げて取り組むこととされました。

また、改正道路交通法や有識者の意見を踏まえ、「交通の方法に関する教則」の自転車関係部分について大幅な改正が行われ、国民に周知すべき事項が明確化されました。

### (2) 交通秩序整序化に向けた諸対策

警察では、改正道路交通法の円滑な施行を図るとともに、早期に自転車の交通秩序の整序化を図るため、次の諸対策を推進しています。

図 Ⅲ - 1 交通事故発生件数と自転車関連事故件数の推移 (平成10~19年)



図 Ⅲ - 2 改正道路交通法の概要 (自転車利用者対策関係)

#### 現状

- 多様な利用者層が多様な用途で利用
- 自転車の専用通行空間の整備が不十分
- 自転車に関連する事故の増加  
H8 : 139,725件 → H18 : 174,262件 (1.2倍)
- 自転車の無秩序な通行実態 (自由な歩道通行)

#### 対策

- 自転車の交通秩序回復のための総合対策を推進
  - 自転車利用者のルール遵守の徹底
  - 自転車の通行環境整備
- 車道通行の原則を維持しつつ、普通自転車が例外的に歩道通行できる要件等を明確化
- 歩行者の安全を確保するための自転車に対する警察官の指示処分を規定
- 地域交通安全活動推進委員の活動内容の見直しによる街頭活動の活性化
- 児童・幼児の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用努力義務の導入

### ① 自転車通行環境の整備

警察では、歩行者・自転車等の交通主体が安全に通行でき、かつ、適切に共存できるよう、道路管理者と連携して、自転車専用通行帯の設置、自転車道の整備等、自転車の通行環境の整備を推進しています。



自転車道の整備例（岡山県岡山市）



自転車専用通行帯の設置例（福島県福島市）

また、平成20年1月に各都道府県において「自転車通行環境整備モデル地区」を指定し、今後の自転車の通行環境整備の模範となる事業を実施しています。

### ② 自転車利用者に対するルールの周知徹底

自治体、学校、自転車関係事業者等と連携し、「交通の方法に関する教則」や交通対策本部決定で定められた「自転車安全利用五則」を活用するなどして、児童・生徒、高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図っています。

### ③ 自転車安全教育の推進

学校等と連携して、児童・生徒に対する自転車安全教育を推進しており、教育効果の高い教材の作成や「中・高校生に対する自転車の安全利用に関する教育モデル事業」の実施等により、教育内容の充実に努めています。



中・高校生に対する自転車安全利用に関する教育モデル事業



高齢者を対象とした自転車教室

また、運転免許保有者に対し、更新時講習において、自転車の通行ルールや自転車の安全確保のため配慮すべき事項等の周知に努めています。

### ④ 自転車利用者の交通違反に対する指導取締りの強化

自転車利用者の交通違反に対する指導警告を強化するとともに、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたり、指導警告に従わず違反行為を繰り返したりするなどの悪質・危険な交通違反に対しては、交通切符を適用した検挙措置を講ずるなど厳正に対処しています。

また、全国で1,735か所を自転車指導啓発重点地区・路線に指定し、地域交通安全活動推進委員等のボランティアや地域住民等と共同で、街頭における自転車利用者に対する指導啓発活動を推進しています。



自転車に対する指導取締りの状況

### 図 Ⅲ-3 自転車安全利用五則

- 自転車安全利用五則
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - 2 車道は左側を通行
  - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - 4 安全ルールを守る
    - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
    - 夜間はライトを点灯
    - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - 5 子どもはヘルメットを着用

# 厳しい銃器情勢を踏まえた銃器対策の新たな取り組み

銃器使用犯罪は私たちの社会に大きな脅威を与え続けています。銃器使用犯罪のない安全な社会をつくるため、国民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

平成19年中には、長崎市長が射殺された事件、東京都町田市や愛知県長久手町での銃器を使用した立てこもり事件、福岡県福岡市での道仁会会長が射殺された事件、佐賀県武雄市での入院患者が射殺された事件が発生するなど、銃器情勢は、極めて厳しいものとなりました。このため、関係省庁間において銃器対策の更なる施策についての検討が進められるとともに、「けん銃110番報奨制度」の導入、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」といいます。）等の改正が行われました。

また、同年12月には、長崎県佐世保市で散弾銃使用殺傷事件が発生し、国民の間に大きな衝撃と銃砲に対する不安をもたらしました。警察では、この事件を受けて「17万人／30万丁・総点検」及び「銃砲行政の総点検」を実施し、その結果を踏まえた対策を推進していきます。

銃器使用犯罪のない安全な社会をつくるためには、警察のみにおいて対策を推進するのではなく、その対策への国民の皆様の御理解と御協力が欠かせません。皆様の御理解と御協力をお願いします。

## （1）政府を挙げた取り組み

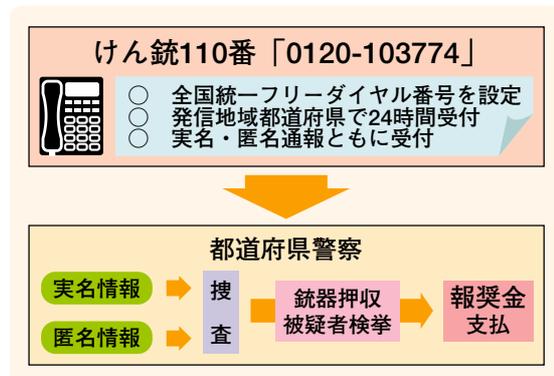
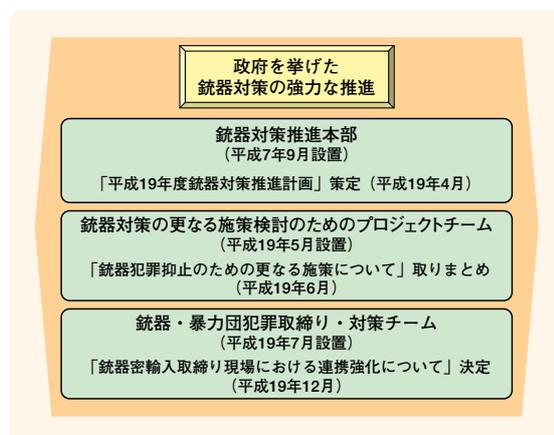
厳しい銃器情勢を受け、政府では、平成19年4月の銃器対策推進本部第13回会合において、「平成19年度銃器対策推進計画」を策定するとともに、同年6月には関係省庁から成る銃器対策の更なる施策検討のためのプロジェクトチームにおいて、「銃器に関する情報を受け付けるための新たな仕組みの検討」や「けん銃に係る罰則の強化等を内容とする銃刀法改正案の可及的速やかな国会提出」等を内容とする「銃器犯罪抑止のための更なる施策について」が取りまとめられました。

また、同年7月には犯罪対策閣僚会議の暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームの下に、銃器・暴力団犯罪取締り・対策チームを設置し、同年12月「銃器密輸入取締り現場における連携強化について」を決定しました。

警察では、これらの施策等を踏まえ、関係省庁と連携し、総合的な銃器対策を推進しています。

## （2）けん銃110番報奨制度

けん銃に係る情報収集の困難化を克服するため、幅広く国民からの情報提供を促すことを目的に、全国统一フリーダイヤル番号を設定して全国の都道府県警察で通報を受け付け、提供された情報の内容、捜査への協力の度合いにより報奨金を





## ① 17万人／30万丁・総点検

平成19年12月15日から20年3月16日までの間に、すべての都道府県警察が猟銃等の所持者及び猟銃等について総点検を実施した結果（実施率99.7%）、銃刀法・火薬類取締法違反を発見して検挙するとともに、許可の取消しを行うなど猟銃等所持者として不適格な者の排除が推進されました。



泉国家公安委員会委員長による  
「17万人／30万丁・総点検」の視察の様子

### 図 IV-3 「17万人／30万丁・総点検」の実施結果 (平成19年12月15日～20年3月16日)

1 警察の指導等による自主返納が18年中の約4倍	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期未使用者やストーカー、配偶者からの暴力事案の関係者等に対する警察の指導等により、18年中の約4倍に当たる238人が384丁分の許可証を自主返納（18年は1年間で58人）</li> <li>・これらを含め、これを機会に許可証を自主返納した者は5,652人、8,636丁分</li> </ul>
2 一斉検査において前年の約3倍の違反を発見	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19年の一斉検査の約3倍に当たる33人、34件の銃刀法・火取法違反を発見（同年の一斉検査では11人、11件）</li> <li>・立入検査等の際に発見したのもを含めると、全体では280人、378件の銃刀法・火取法違反を発見。銃刀法、火取法いずれも猟銃等又は実包等の保管に関する違反が最多</li> </ul>
3 所持許可の取消しは32件（人）、70丁	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施期間中に新たに発覚又は発生した事実に基づき、13件（人）、21丁の所持許可を取消し（20年3月16日現在）</li> <li>・実施以前から手続を進めていたものを含めると、18年中の4割に当たる32件（人）、70丁の所持許可を取消し（18年は1年間で80件（人）、194丁）</li> </ul>

注1：自主返納とは、猟銃等の所持者が任意に猟銃等の所持許可証を各都道府県公安委員会に返納することをいう。  
注2：一斉検査とは、銃刀法第13条の規定に基づき、銃砲等の所持が適正に行われているかどうかを全国一斉に検査することをいう。

## ② 銃砲行政の総点検

警察庁では、すべての都道府県警察から銃砲行政の在り方についてヒアリングを行うとともに、実態調査、関係団体からの意見聴取等を推進するなど、銃砲行政のあらゆる面から点検作業を行いました。その結果は、次のとおりです。

### 図 IV-4 「銃砲行政の総点検」の結果とその改善策の案

<総点検の結果>	<改善策の案>
1 ストーカー行為、凶悪な罪を行った者が、猟銃所持許可を得て殺人等を取行した例がある。また、猟銃を使用した自殺も発生している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟銃所持許可の欠格事由の見直し、該当性判断の指針 等</li> </ul>
2 猟銃所持許可の申請時に添付される診断書のうち約98%は、精神障害等を専門としていない医師によるもの。また、精神障害等の疑いがある場合でも、専門家の判断を得る手段がない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な場合には専門医の診断による確認、認知機能検査 等</li> </ul>
3 不適格者の発見・排除については、調査を行っても照会に対する十分な回答が得られないなどの問題がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の根拠となる規定の新設、調査中は一時的に銃を預かる制度の新設 等</li> </ul>
4 銃の保管委託の義務付けについては、受託施設数の制約や払出しへの対応の負担等から実現は困難。また、立入検査の実施状況にはばらつきがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会の充実や射撃練習の促進等による道法意識の向上 等</li> <li>・立入検査を含めた効果的な監督措置 等</li> </ul>
5 猟銃実包を違法に貯蔵している例が多くみられる一方で、実包の購入や使用の状況を把握する制度がない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲受許可の厳格な運用、実包の消費状況等について記録化 等</li> </ul>
6 高齢者等による事故や違反行為が多い状況にある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会の充実 等</li> </ul>
7 都道府県警察では銃砲行政に専従する者は少なく、ほとんどは他の業務を兼務している状況にある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部、警察署における銃砲行政体制の検討、教養の充実 等</li> </ul>

警察では、これらの結果を踏まえ、銃刀法改正案の国会提出を含め、銃砲規制の厳格化のための対策を速やかに推進していきます。

なお、20年6月に発生した東京都千代田区外神田1丁目先路上における無差別殺人事件を受け、刃物規制の強化のための銃刀法改正作業も進めています。